

[照屋仁士議員 登壇]

○8番 照屋仁士君 それでは残りの時間、質問したいと思います。新年度が始まりまして、町民の皆さんからは本町の厳しい緊縮財政に対して、なぜこうなったんだ、いつの間に南風原町は財政が落ち込んだのか、なぜ南風原町だけがなどという声が聞かれます。それぞれの立場でまちづくりに取り組んできた諸団体の役員の方々にも納得のいく答えを、なかなか説明できず歯がゆく感じます。執行部の皆さんも同じでしょうか。それとも明確な説明をお持ちでしょうか。さまざまな課題や未来に向けた施策の説明も、町民の皆さんに上から目線の決まったことととられないよう、丁寧に質問をするよう私も務めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の質問は、去る2月に政務活動調査で長崎県対馬市へ行ってきました。全国に先駆けたすばらしい事例ですので、ご紹介とご提案をしたいと思ひ質問します。大きい1番、町職員も地域を支える地域マネジャー制度の導入をであります。(1)現在の本町職員の行政区ごとの在住人数の内訳はどうなっているかお答えください。(2)町外出身の本町職員が自治会など、地域と触れ合う機会はどのようなものがあるかお答えください。(3)長崎県対馬市の地域マネジャー制度に学び、本町職員に地域で活躍するチャンスを与え、また地域と協働する大きな力にしてほしいがお答えください。資料のほうを各議員、そして執行部のほうにもお配りしているところです。よろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の(1)についてお答えします。まず、与那覇 11名、宮城3名、大名5名、新川6名、宮平 29名、兼城 17名、本部6名、喜屋武8名、照屋7名、津嘉山 38名、山川3名、神里4名、兼本ハイツ2名、第2団地1名、宮平ハイツ2名となっています。特別職を含む町職員数は 220名で、うち 142名が町内在住者となっています。

(2)についてお答えします。町外在住の職員においても、業務や体協などのボランティア活動を通じて地域住民や各種団体と接する機会や懇談、懇親を深める機会はあると考えております。

(3)についてお答えします。本町においても町職員が地域において、自治会役員、各支部体協、各支部PTA等で活躍しております。町と地域の連携については、他の市町村の取り組みについても参考にしながら、本町に合った協働のまちづくりを推進してまいります。以上です。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午前 11 時 44 分)

再開(午前 11 時 44 分)

○議長 知念富信君 再開します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 答弁ありがとうございます。各地域、人口も違いますので職員数も違います。その中で今の答弁

## 令和元年第2回定例会 一般質問

では、78名が町外の方だと、町外に在住の方だということが読み取れます。行政サービスを受ける町民にとって、町職員の地域バランスはどのような影響があると考えますか、お答えください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 本町の職員の採用については、日本国憲法第22条の基本的人権の尊重に基づき実施しております。また、職員一人一人が職員の職務に関する条例に基づき、地方自治の本旨に対するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓っております。そのため町民にとって、町職員の地域バランスによる影響はないものと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 かつての町役場には、同じ地域の先輩や地域の活動での顔見知りなど、誰かしら知っている顔が見えて、その人を訪ねることでたまにしか来ない役場も身近に感じた気がします。現在は、職員も町内から採用されるわけでもなく、人口もふえ、職員も非常勤の方々が多く窓口を担っていますので、そのような感覚は減ってしまったと感じます。協働のまちづくりを目指す本町にとって、住民にとっても、職員にとっても、それぞれが多忙で地域でかわる機会は減っているというふうに私は感じます。私たち議員が地域にかかわるのは当然ですけれども、職員の皆さんが社会参画の機会を生み、地域の支えにもなるこの地域マネジャー制度を導入していただきたいという趣旨から質問をしております。そういった中で、今答弁がありましたけれども、(2)に移ります。

町外出身の本町職員もいることがわかりました。自治会など、地域と触れ合う機会として業務で触れ合う、体協で触れ合っているというふうにお答えいただきましたが、それでは私からすると、非常に少ないのではないかと感じています。その点で(3)の質問の地域マネジャー制度の提案をいたしました。この制度による一番のメリットを対馬市の担当者に尋ねたところ、これまで地域での役割が期待されていても、日常業務が多忙で参加することのできなかつた職員の皆さんが、業務中であっても残業中とか休日出勤があっても職場の理解を得ることで地域活動に参加できるようになると。日ごろから地域の方々と触れ合うことで、業務においても市民の理解が得やすくなったということでした。そういった実績を鑑みれば、町外から通う職員の皆さんや臨時職員の皆さんにも非常に有効な制度ではないかという点で提案をしております。その点についてどう考えるかお答えください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 我々本町職員については、職務専念義務が課せられております。しかしながら、各地域のかかわりについてはおおむね、皆同じ考えを持っていますので、できるだけ多くの職員が地域の活動、地域行事に参加することは歓迎しております。支援しておりますので、確かに以前より、町出身職員だけではない現状となってきておりますが、できるだけ町民と触れ合い、町民のために町民によいサービスを提供するという気持ちは全職員一致しているところでありますので、これからも町民の福祉サービス向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この制度は、その職務専念義務が町職員の多忙化で地域に帰る機会がないと、それを開放するという趣旨なんです。それについてどうするかということで提案をしました。今後も是非、資料も提供しておりますので、

令和元年第2回定例会 一般質問

この制度についても研究していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 先ほど副町長からも答弁があったとおり、各市町村のいい取り組みについては我々参考にしながら、南風原町に合った、また南風原町に溶け込んで、南風原町独自のものに変えて、参考にできるものは参考にし、またしていきたいと考えております。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午前11時50分)

再開(午後0時58分)

○議長 知念富信君 再開します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 午前に引き続き…、大きな2点目に移りたいと思います。3世代同居・近居促進事業の検討をということです。核家族化、共働き、生活環境の変化など、世の中は目まぐるしく変わっています。面積も小さく、土地利用も制限される本町において、非常に望まれる制度だと考えることから質問します。1点目に、本町では、核家族や同居家族、同居別世帯など、世帯構成を把握しているかお伺いします。2点目に、非常に狭く土地の用途も限られた本町において、税収や生活の安定、子育てなど、多くの利点がある3世代同居、近居は進めるべきと考えるが見解を伺います。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の3世代同居・近居促進事業の検討の(1)についてお答えします。平成27年国勢調査での調査結果より、一般世帯数1万2,730世帯中、核家族世帯8,798世帯、核家族以外の世帯880世帯、うち3世代世帯が553世帯、非親族を含む世帯149世帯、単独世帯2,851世帯、世帯の家族類型不詳52世帯との調査結果があります。

(2)についてお答えします。家庭によってさまざまな生活スタイルがあり、状況も異なるため、3世代同居や近居についてはそれぞれの家庭で対応すべきことだと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、今、国勢調査の結果を踏まえて非常に貴重な数字を示していただきました。このような多様な世帯があるわけですけれども、世帯の形態によって影響を受ける行政サービスであったり制度はどのようなものがあるのでしょうか。想定されるのは国民健康保険ですとか年金、税金や控除の問題が想定されますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん お答えします。まず、税の制度としてですが、世帯の形態によって影響を受けるものは、生計が一緒と仮定して、個人住民税において税額を算出する家庭で所得控除される金額に影響が出る場合があります。

令和元年第2回定例会 一般質問

す。以上です。

今のお話、税に関しては、世帯の形態、人数とかで所得控除される金額に影響が出る場合があるということでの回答となります。以上です。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後1時03分)

再開(午後1時04分)

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。先ほど税務課長が説明した課税においてはそういった影響を受けません。それに伴って、課税によっていろいろなサービス、民生、福祉、教育の中で所得に応じて影響は出てくるのは多少あるかもしれませんが、おおむね税の課税によってその影響が出てくると考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 そういう趣旨で言っていますので、個別に言い切るのはちょっとあれかなと思いました。資料も提供していますけれども、提供した資料を見ていただくとわかるんですが、この制度ですね、答弁では各家庭で対応すべきということですが、この資料を見ると、これまで南風原町で行っている住宅リフォーム制度と非常に似たような事業内容になっているわけです。そういった部分では、長崎県では県の事業として行っているようですが、そういった財源も含めて調査検討をしてみてもどうかという提案ですが、いかがですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 長崎県及び対馬市が実施している多子世帯、3世代同居補助の子育て応援住宅支援事業は、本町が実施しております住宅リフォーム支援助成事業とともに、国の社会資本総合整備交付金を活用とした事業となります。同じ社会資本総合整備交付金事業ではありますが、実施している事業内容に異なりがあります。以上です。

こちらの長崎県、対馬市が実施する際の事業として、この社会資本総合整備交付金事業の活用については、県が地域住宅計画に基づく事業として認定することが必要であることから、沖縄県では住宅リフォームは認定しておりますが、3世代、多子世帯の認定は行っていないということから、同事業の活用は厳しいものと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 少し、わかりやすく説明していただけたらと思います。これは私が似ていると言っただけで、別にこのような事情が趣旨としてどうかという疑問をしているところです。今のところ認識は違うと思いますが、提案ですので、進めたいと思います。

それでは大きな3点目に移りたいと思います。本町は、産学連携を進めているかであります。さまざまな地域で産学

## 令和元年第2回定例会 一般質問

官民連携によるまちづくりの事例を聞きます。本町の状況と今後を伺います。1点目に、本町ではこれまでまたは現在、どのような産学連携が行われ、どのような実績が上がっているのかお答えください。2点目に、これも長崎県対馬市に対馬学舎という事例があります。資料も提供をしておりますが、どのように評価するかお答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項3点目の産学連携を進めているか。(1)についてお答えします。産学連携の実績として、総合計画策定時に、まちづくり住民会議へ大学生に参加していただきました。また各種委員会へ大学の先生方を選任したり、国際交流事業英語試験において大学生に面接官を依頼するなど、大学の先生や学生に活躍いただいております。ほかにも民間と学校が連携した事業として、南風原中学校では兼城十字路バーガー、南星中学校においてはイームラシチャムバーガーの開発を行っております。また、学校教育及び地域教育上の諸問題解決に関する基礎的・実践的研究に連携・協働して取り組むために、町教育委員会と沖縄大学が協定書を締結し連携しております。さらには、災害時等における無人航空機(ドローン)の活用に関する協定を初め、災害時関連の協定を20協定、約60社と締結し、産官連携を推進しております。

(2)についてお答えします。対馬市は、島嶼地域で深刻な人口減少・少子高齢化に直面する中、地理的には国境に位置し、個性豊かな自然環境が広がっている地域であり、そのような自然環境等を求める大学と地域が直面する課題が合致した事例が対馬学舎であると認識しております。地域と大学が連携し相互に学び合いながら、対馬の地域づくりを行う域学連携の活動を通して、対馬市の課題に即した過疎地域の地域おこしの推進に貢献していると評価しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。これも引き続き紹介ですけれども、対馬市で行われている対馬学舎ですね、過疎や離島といった社会的な環境の違いは認識をしております。しかしながら、いずれこの沖縄県でも、また本町でも迎えるであろう超高齢化社会への先進地とも言えるのではないのでしょうか。その上で本町において、同事業について見習う点などないか、また将来どのように本町の産学連携を見通していくのか教えていただきたいと思っております。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 本町と対馬市では、過疎や離島といった社会環境が大きく違いますが、持続可能な産業づくりの実践、幅広い年齢層を対象とした人材育成は、本町が進める産業振興、人材育成と同じ目標だと認識しております。それぞれの自治体が地域に合った事業展開を図り、課題解決、目標達成に向けて取り組んでいくことが大切だと考えております。また、今後も必要に応じた産学連携を進めてまいりたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 やっと3点目になって、前向きな答弁をいただきました。非常にですね、こういった環境は違ってもいろんな方々をまちづくりに巻き込んでいくというのは、協働のまちづくりの趣旨と合致するということで、事例を紹介する意味で以上3点、政務活動の中で見てきたことをご提案させていただきました。改めて4点目に行きたいと思っております。

## 令和元年第2回定例会 一般質問

幼稚園登下校の安全対策を、ということであります。実は、この質問をするに当たって、ある保護者の皆さんからの相談を受けました。2018年の年末に翔南幼稚園の登園時の門が閉められるということがありました。車で送迎する父兄から、非常に不便だという相談を受けて教育委員会へ問い合わせをいたしました。つい先日まで状況報告も、回答ももらえなかったという事実があります。再三再四の問い合わせをしましたが、なぜここまで応じていただけないのか非常に残念であります。5月9日に担当課長、職員から説明を受けましたけれども、余りに私の考える認識と差があるので質問いたします。1点目に、町内各幼稚園において安全対策は十分か、教えていただきたいと思っております。2点目に、町民を初め、議員や議会からの質問、また意見などは無意味なものなのか教えていただきたいと思っております。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 幼稚園登下校の安全対策の、質問要旨1点目でございます。町内各幼稚園における安全対策といたしましては、子供たちが安全に登下校ができるように保護者、地域ボランティアの方々の協力のもと、登下校時の安全対策を行っております。

続きまして、2点目でございます。役場教育委員会にはさまざまなお意見が寄せられます。公共の利益のためのご意見については真摯に受けとめ、速やかに対応できるよう努力をしております。しかし、内容によっては予算や計画が必要なもの。そして相手方がいるような時間のかかるものもあり、中身を精査してそれぞれに対応をさせていただいております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 本来であれば、このような議会の場ではなくて通常の業務の中で説明していただきたいと思っております。またその施設が仮に危険であっても、それが父母の責任になるのでしょうか。その辺をお答えください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 お答えいたします。1点目の質問で、我々のほうとしては、施設の安全を保つ、それから途中から危険が発生した場合はそれを取り除くという作業は現在も行っております。危険性の部分について父母の責任かということは、こちらのほうでその辺を父母に押しつけた形はございませんし、我々のほうとしてもそういう危険がございましたら、できるだけこちらのほうで取り除けるように努力を行っているという認識でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私がなぜこのような指摘をするかというと、先日から担当課にも問い合わせをしているんです。去る5月まで5カ月間答えはいただけませんでした。その説明の中で、確かに私の質問は、車で登園してくる園児、その件について車の往来が危ないんじゃないかと、そういった視点で質問をしています。その中で当局の答えは徒歩登校を奨励している。そういった答えでした。しかしながら、その徒歩登校を奨励、それは理解できます。けれども、その説明の中で安全対策のことをしたのに、車で登園すること自体がおかしいと、強く保護者へ指摘すると、そういう

令和元年第2回定例会 一般質問

回答でした。全くちょっと時代のニーズというか、ましてや今、待機児童解消のために2年保育に移行したんです。4歳から5歳になる子供たちがいるわけです。そういった中で、その2年保育に移行した現状を鑑みない、そういった乱暴な認識だと私は思うわけです。それが適切かどうかお答えください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 説明の中で、幾つかボタンの掛け違いがあったのかなというふうに認識しております。まず、徒歩登校について、こちらのほうで推進をしていますのは、幼稚園生だけに限ったことではなくて、小中学生も含めて徒歩で登校については…。ですので、その辺を含めて回答したものだと思います。基本的に校内に車の乗り入れについてのお話を差し上げているものだと思いますけれども、こちらのほうの認識としましては、幼稚園にしても車で来なければいけないような、体に少し弱いところがあるような方、もしくは小さいお子様については、園の前でおどろいて、そこから園の前の、駐車したところから園まで保護者が子供を連れていくと。全体的に必ず徒歩登校をなささいということと言ったものではないという形で認識しております。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後1時19分)

再開(午後1時19分)

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 答弁は同じでございます。先ほど答弁をした中には、幼稚園生だけではなくて徒歩登校を奨励しているというのは、全体のことを申し上げているものであって、幼稚園生全てに徒歩登校を推奨していて車で来るのはおかしいと申し上げたものではないと認識しているということです。当然、小さい子供たちについて長い距離を歩いてくるのは無理なところもありますので、途中まで車で送っていただいて、学校の前の空きスペース、もしくは今回言っているのは翔南小学校であれば、その向かいの駐車場でおろして、園の中まで保護者が連れて行くという形を了解しているという形で認識しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、議会の場ではそういう報告がされますけれども、12月末に問い合わせをして、報告ももらえないで、聞けば実際、事実と違う内容が報告されたり、そういった事実がありました。そういったところが趣旨が違うとか、こう報告したつもりとか、ずれていてもそれでいいのかと、私は再三言いました、担当課との打ち合わせの中で。議会でも同じように答えてくださいと言いました。去る本会議の中でも留意事項についても、ボタンの掛け違い、認識が違う、そういったものがありました。議会に対する説明と、私の認識、私一人だったらいいですよ。これを聞いている町民の皆さんとか感じている。登園している皆さん、4歳児の親、神里の子たちも、端っこの、本当に距離のあるところから登園している子供たち皆歩いてこいと言いながら、そういう理解が違うとか、何かこういうことでもいいのかというのか、誤解を生まないように説明するのが教育委員会の対応じゃないですか。自分たちはこういう趣旨で言いました。誤解があっ

令和元年第2回定例会 一般質問

でも知りませんと。こういう対応でいいんですか。教育長教えてください。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 まず議員がおっしゃった、質問に対して時間がかかった。そういったことについては事実であれば、おわびを申し上げます。そして徒歩登校についてでございますが、それは先ほど部長からあったように強制ではございません。ただ申し上げているのは、早寝・早起き・朝ごはんを含めて、体力の増強もあるので、可能な子供たちは近くまで送っていただいて、そこから安全が確保できる距離からは歩いていただきたい。近くにはPTAのボランティアの皆さんとか高齢者のボランティアの皆さん。それから学校によっては先生方も立哨しておりますので、そこまでは協力を願いたいということでございます。説明の不備にあつては私からは、もし説明不足の点がありましたらおわびを申し上げますというところでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 誤解を生むとか、私たちは保護者にも答えないとはいけません。是非とも、正しい理解ができるような丁寧な説明をしていただきたいと思っております。これまで私はずっと誤解しています。どんな遠くでも、4歳の子供たちでも歩いてこい、車で来ること自体がおかしい、そういう受けとめをしているんです。だから是非ともお願いをしたいと思っております。次に行きたいと思っております。

5点目の質問であります。2億8,000万円余の入札ミスに対する疑いをはらせであります。前回に引き続き、この問題を取り上げますが、新聞報道でも両紙で取り上げられました。何名もの町民から、電話やまた直接前回の質問の詳細について問い合わせを受けました。また質問内容、情報提供を受けた方々からもなかなか納得のいく内容ではない。不正もないのかというような声も上がっています。これにより、行政の信頼が揺るぎ、当事者である事業者も大変迷惑をしていることと思っております。簡単にこの問題を整理しますと、1点目に、2018年6月8日、税込み2億8,000万円余の指名入札工事で落札業者Aが発表された直後、最低制限価格の公表を求めた業者があつたが公表はされなかつたという点です。2点目に、後日入札ミス、これは見間違いだったという答弁があつたけれども、入札ミスがわかり落札業者Aが失格になり、落札業者Bが落札者となつたのが2点目であります。3点目に、参加18JVの業者の中、最低制限価格を下回り、失格になつた業者は7JV、予算超過が4JVとかなり各社の入札額に差があつたけれども、落札した業者Dの落札額は最低制限価格からプラス2万円(99.992%)です。4点目に、落札者Bの公表されているランクはCもしくはDランクでしたけれども、事業費Aランクの工事を受注した。公表していない内部の評価ランクはAランクでしたので適正だという答弁があつた。5点目に、次週に行われた別の工事で入札に参加した17者は、全て6月8日の同入札の参加業者であり、さきに失格した当初落札者Aが新たな工事を落札したという成り行きであります。再度申し上げますが、入札ミスに対する疑いをはらせという趣旨で質問をします。町民の皆さんにもわかるような答弁をよろしく願います。

1点目に、最低制限価格の見間違いはどのようにして起こつたか。経過を再現し説明をしてください。2点目に、最低制限価格の事後公表は適切なのか。他市町村での仕組みはどうなつているのか、教えてください。3点目に、なぜ、総合評価が公開されていないのかお答えください。4点目に、そもそも今回の見間違いによる落札業者の変更は適切かどうか。参加業者の同意があれば、変更して契約できるものなのか、関係条文があればそれも示して説明をお願い

## 令和元年第2回定例会 一般質問

します。5点目に、今の入札制度には、公共性も公平性も担保されていないのではないか、お答えください。よろしくお祈いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項5点目の2億8,000万円余りの入札ミスの件でございます。まず1点目です。平成30年6月8日に行われた、平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事入札における最低制限価格の見間違いについて、入札書投函から落札者宣言、そして落札者変更までの経緯を説明いたします。入札会場では、入札参加者、副町長、課長、入札事務職員2名が対応しております。まず1番目に、応札、入札参加者から入札書を入札箱へ投函。続きまして、入札事務職員が全参加者の投函したことを確認。3番目に、開札、そして職員2人で行い、Aが入札書を開封、Bが入札書の金額を入札結果報告書へ転記。転記の際は、入札書を開封した職員Aも目視で金額を確認しました。4番目に、入札結果報告書への転記が終わると、再度、職員2名で入札書と入札結果報告書の金額に間違いがないかの確認をしております。5番目に、確認後、副町長が厳封された予定価格書を開封し、入札事務職員へ手渡す。この予定価格書には、予定価格と最低制限価格が記載されております。6番目に、職員Bにより、予定価格と最低制限価格を入札結果報告書へ転記しております。職員Aも目視で金額をチェックしました。7番目に、入札結果報告書へ入札額、予定価格、最低制限価格の転記終了後、職員2人で予定価格と最低制限価格の範囲内で入札額が低い順に第1順位から第3順位までの順位を記入しております。そのときA社の入札額が最低制限価格を下回り、失格していることを見落として、第1順位として記入しております。続きまして、職員は誤ったままの順位を付した入札結果報告書、予定価格書、A社の入札書を課長へ手渡し、課長は目視により金額を確認。そして失格した入札額に気づかず、失格のA社を落札者として発表し、入札手続の終了を宣言しました。そして入札終了後、事務所に戻り入札結果報告書の事務手続を行っていたところ、そのときに職員が入札決定の誤りに気づき、上司へ報告しております。そしてすぐにA社におおびと、最低制限価格を下回り失格していた旨を、落札決定に誤りがあるとの連絡をしております。続きまして、契約事務の事例等を確認し、協議した結果、全入札参加者へ6月11日に落札決定の誤りについての説明を行うとの連絡をしました。そして6月11日に、入札参加者全員が集まり、経緯の説明を行った後に落札決定を取り消し、改めて本来の正しい開札事務結果に基づく予定価格から最低制限価格の範囲内で最低価格を入札したものを参加者全員のもと確認し、B社を落札者として決定をいたしました。以上が本件の経緯でございます。

続きまして、要旨の4点目です。そもそも今回の見間違いにある落札者の変更は適切かの質問でございます。今回のような、まだ契約の締結等がなされていない内部手続の段階では、落札決定行為を取り消し、本来の落札者をもって落札することが適正であると認識をしております。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 (2)についてお答えします。県内においては、国を初め、県、市町村全ての機関で最低制限価格は入札前の事前公表ではなく事後公表で行っており、適切であると考えております。また、公表時期については、国は契約締結後、公表するよう推奨しておりますが、近隣の市町の多くは、入札会場において落札者決定後に同会場で公表をしております。

(3)についてお答えします。本町では、沖縄県の総合評点に基づきランクづけを行っております。県が算出した評点

令和元年第2回定例会 一般質問

であり、本町の評点ではないことから公表はしていません。

(5)についてお答えします。町が主催する道路清掃ボランティア等への参加など、地域貢献度の確認や手元工事の確認、入札参加資格審査による会社状況の確認により公共性・公平性の確保に努めております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 前回の質問、答弁では見間違いということしか聞きませんでしたので、改めてお伺いしました。今、丁寧にご説明をいただきましたけれども、私は答弁書を持っていますが、議員の皆さんも持っていませんし、聞いている皆さんも少しわかりにくいかと思いますので、順を追って質問をしますが、まずこの入札のときに入札書を入れていただいた後、この答弁書では3点目に、入札結果報告書へ転記すると書かれていますが、その入札結果報告書というのは、私たちが見ている、議会にも公開されているこのことでよろしいですか。それは手書きですか。転記ですから、手書きだと思いますけれども、文字の大きさが小さいんですか。その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 議会に提出されている様式そのものでございます。今、提出されているものについては成文されて、ワープロで打ち込まれていますが、そのワープロで打ち込まれている部分に手書きで転記していくという作業を行っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは見間違いということですので、この転記した書類が、字が小さかったのか、字が汚かったのか、なぜ見落とししたのか、その辺がよくわからないんです。その辺についてはいかがですか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 形の中では、既に誤ったことですので、今現在としては何とも言いがたいところですが、実際に幾つかの数字を並べていて、そこの欄のほうに予定価格、それから最低制限価格が書かれているわけですが、転記した後に一つ一つの入札額を目で比較しながらチェックしていったと。その目でチェックしていったときに、実際は予定価格よりは下回っているけれども、最低制限価格を下回ってはいけないものを、最低制限価格の範囲内だというふうな見落としをしたということでございます。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後1時36分)

再開(午後1時37分)

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 様式はそのものの大きさですので、字はその中に書き込んでいますから大きくはなかったと思います。ただ、文字としては読める形できちんと書かれていたと思いますが、これは急ぐ余り、思い込みの形で見

令和元年第2回定例会 一般質問

落としたものだというふうにこちらのほうは認識しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 見間違いということなので、起こらないようにということは当然ですけども、これまではそういった事例もないということですから、なんで見間違いったのかなというのが一番の焦点です。だからそこをもうちょっと、今の説明でも見間違いははずはない。文字は少し小さいけど、この辺の理由がちよっとよくわからないんですね。ちよっと視点を変えますけれども、最低制限価格を示した書類は手書きですか、それとも文字が間違っているんですか。またこれを転記した後に立会人等も確認すると思うんですけども、立会人もいたと、合計は3人じゃなくて4人いたというふうに執行に回すとありますけれども、これはどうなんですか、実際。その書類、立会人の役割、その辺をもう一度お願いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 説明の中でありました、予定価格と最低制限価格の転記とありますように、これは副町長が持っていた予定価格書から2つのほうも転記します。ですので、その時点ではどちらも手書きです。入札した、応札に書かれている文字とかも、全部その書類の中に手書きするという形ですので、書かれているものは、全て数字は手書きということでございます。一応、一連の確認作業としては2人のものが転記と確認をしながら書いていくんですけども、最終的に課長のほうも、それから立会人のほうも目で見て確認をしていくという形の作業を行っております。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後1時39分)

再開(午後1時40分)

○議長 知念富信君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。ただいまの照屋議員のご質問ですけども、結果報告書への転記に関しては手書きではありますが、間違いなくちゃんと転記はされていると思っております。ただ、これは弁解になってしまいますけれども、多分に、7桁か8桁ぐらいの数字が、予定価格あるいはまた設計額とか、それが税込み、税抜きで、大体並んでいるんじゃないかと思うんですね。それは、多分に職員は技術職の担当1人と担当課長が担当したと思えますが、そのあたりが十分に入札事務になれていなかったと。これは今から言えば弁解になりますけれども、私から申し上げたいのは、そういった大きな事業の入札にもかかわらず緊張感が足りなかったと。緊張感が欠如してそういう基本的なところでミスをおかしてしまったんじゃないかと、私はそのように考えておりますけれども。その件に関しましては、その後、いろんな形で再発防止のために職員への注意喚起、あるいはまた研修等も指示をしたところでございます。いずれにしても、議員のご指摘のとおり、字が読めなかったのかとか、字が汚かったのかとかじゃなくて、これは何と言いましても、緊張感の欠如ということで、今後とも職員をしっかりと指導してまいりたいと考えております。以上です。

令和元年第2回定例会 一般質問

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町長も大分聞き取りをされたと思いますが、私は別に責めているつもりではなくて、理解ができないんです。4人もいて、同じ見間違いをするというのが。これでいくと9番目に、入札終了後、事務所に戻って事務手続をしているときに誤りに気づいたということですが、これはその日ですか、誰が気づいたんでしょうか。また入札ミスであるという判断はどなたがされたんですか、教えてください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 入札を終えて、すぐ作業に。これを成文するための作業中、文字を打ち込んでいるときに気がついた。実際、思い込みで間違っていた部分を発見しました。当然、入札は予定価格から最低制限価格の範囲内のものが落札者であって、それ以下のものは失格というふうにならわっているわけですから、その時点で失格していたものを落札者として発表したことに気がついたわけです。入札時の職員が成文の作業に当たっていましたので、その時点で気がつきました。課長と相談をして、その時点でこれは誤りであったという判断はしております。ですから、その中で落札者としてA者は別の手続等、いろいろ準備をなさるでしょうからということで、すぐさまその連絡を入れたと。すみませんでした。その後、我々はさまざまな手続に、法的な手続等にもとって、どういう手続が適正かという調べ物をしたということでございます。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後1時44分)

再開(午後1時45分)

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 気がついたのは、同日です。間もなくということです。入札を終えて、自分の机の上に戻って、その作業を開始したところ誤りに気がついたということでございます。電話をしたのも、課長のほうにそのまま報告して、すぐ電話を下さいということですので、この一連の作業は、同日の、すぐ連続した形で行っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは新聞でも、事務職員による単純ミスという記載がされてしまったんです。そういったことでいくと、このような非常に大きな工事の中で、職員のミスと限定してしまうと非常に責任が重たいし、適切なのかというのが疑問です。ここには担当課長や立会人、副町長もいらっしゃいましたけれども、これは職員だけのミスですか。仕組みの不備ですか。その辺をちょっと、職員だけのせいにするのは適切なのかと私は疑問ですが、どうでしょうか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今、ご質問の件については、流れについては、先ほど順を追って答弁書のほうに書いていますが、一番最後は私のところに回ってきます。先ほど示した入札結果報告書、それは鉛筆で応札者の金額を全部書いて、順位に1、2、3まで番号を振って、そこでここですと、要するにこの業者ですという感じで見せられるんです。私

## 令和元年第2回定例会 一般質問

もそういう意味では、十分チェックをしなかったという点では大変悔やまれますが、担当職員がこれまでもこういう流れで番号を振ったものを、金額を見て合っているものということで判断をして、そしてまた用紙を担当に戻すということです。ですから見落としということに、非常に、確かに納得いかないという思いはわかります。私もその場に同席していて、そこを見抜けなかった、要するに間違いを正すことができなかったことについては非常に責任を感じていますし、それを受けて、その以降の入札については、改めて指名参加委員会を開催して、同じことが繰り返さないようにということで、入札チェック表というのを新たに作りまして、まず予定価格を記入して、応札者の一番低い金額を書いて、そして最低制限価格を書いて、この3つが比較できるように書いて、そして担当者がまずチェックをし、そして立ち会い者、これは主管課長になりますが、そこで再度チェックをする。最後に私が立ち会い者の最後ということで、この予定価格、一番低い応札をした額、そして最低制限価格を改めて確認して、実際の個表とチェックをして、間違いがないということをチェックして、それぞれがサインをするという方式で。その後は改めております。ですから、こういうことでしか説明ができないんですが、結果的には大変不信を買ってしまって、大変申しわけなく思っております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 先ほど町長は、聞いている町民の立場に立って、職員の意識とかそういった答え方をしました。でも今、副町長もおっしゃったように、1つの業務のミスが大きな金額、町民の不安とか不満とかにつながらないようにしていきたい。また、そのミスは人間ですから起こるものです。職員だけではなくて、今言った副町長も自分で答弁されましたけれども、担当課長、副町長もですが、個人のミスを組織でかばう。組織のミスが起こらないように制度でカバーする。それを私たちがチェックして町民の皆さんにも説明するわけですから。少なくとも先ほど報道されたような事務職員の単純ミスと、そういう認識ではないということで、改めて答弁をいただきたいんですが、お願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。一個人の責任を追究するということではなくて、これはこういうことが起こったことを一つの反省として、今後繰り返さないということの確認を全庁を挙げて通知をして、今後は、先ほど言いました二重にも、三重にもチェックをする、そういう体制を確立して、誤りがないような、そういう事務執行について取り組んでまいりたい。そういうふうな全職員決意を改めたところでありますので、今後はこういうことがないように、緊張感を持って取り組んでまいりたいと思います。それについては、重ねておわびを申し上げたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは視点をまた変えますけれども、この最低制限価格と比較したわけです。ただ、これを比較して見落とししたというところで、この入札の執行に当たった4人の中で、実際に事前に最低制限価格を決定したのは誰なのか。また落札者が決定する前に知っていたのは誰なのか。要するに視点としては、知っていたのに見間違っただけですか。もしくは誰も知らなかったから見間違ってしまったんですかと。そういう視点ですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。5,000万円以上の建設工事については、最低制限価格の設定者は私です。

令和元年第2回定例会 一般質問

それは当日開封しますので、私以外は知り得ないということでもあります。予定価格についても同様であります。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 副町長が決定した、それ以外は知り得ないということですので、事前に知っていて見間違ったわけではないと、担当者もですね。そういったことが確認できたと思います。

次に2点目の質問に行きますけれども、他の市町村の仕組みです。当然、最低制限価格の事前公表という視点を私が質問をしているわけではなくて、どのタイミングで公表するのかという視点でこれは質問をしています。隣町村とありますけれども、県とか那覇市、与那原町、八重瀬町、南城市など、私が想定している近町村ですけれども、その辺の取り組みは具体的にはいかがになっていますか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 ただいまの最低制限価格をいつ公表するかということの質問かと思っておりますけれども、那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、西原町、与那原町の6カ所におきましては、入札の会場で落札者を決定後に最低制限価格についても口頭で公表しているという状況でございます。県につきましては、契約締結後の状況でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 県については最低制限価格は、契約後とありますけれども、これは予定価格とか設計価格が公表されているのかどうか、これはちょっとわかりませんが、私の調べた限りでは、那覇市については…、那覇市は大丈夫ですね。ほかの那覇市、与那原町、八重瀬町、南城市、私も確認しました。どこもですね、最低制限価格の公表についてはその場でということもありますけれども、ここは予定価格とか設計価格は公表されているんです。今回の問題は、さきにも述べたように予定価格も公表していない。その場で最低制限価格も公表されなかった。こういったことが問題だと認識しているわけです。その辺についてほかの市町村を調べて見て、担当部のほう。今回、入札制度も改正されたようですけれども、どのように感じたのかお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず、本町における予定価格の、現在、事後公表、事前公表は平成29年4月1日から予定価格の事後公表、また最低制限価格につきましても契約締結後の公表ということで、平成29年4月1日から改めております。それは平成28年3月に総務省と国土交通省のほうから通知がございまして、その中におきまして予定価格の事前公表と、最低制限価格については事前公表を取りやめて契約締結後の公表とするというのが記されてございます。それに基づきまして、平成29年4月1日からは本町においても行っている次第でございますけれども、近隣の市町におきましては、予定価格が事前公表のところが多数ございます。また、最低制限価格の公表につきましても先ほど申し上げたとおり、落札決定後、入札の会場で行われているということがございますので、そういったところもございまして、ことし5月15日以降につきましても工事の発注、また設計等の発注におきましては予定価格の事前公表と最低制限価格につきましても、近隣と同じく落札決定後に入札会場において公表することに改めておりま

令和元年第2回定例会 一般質問

す。以上であります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この辺、今答弁でもあったとおり、前回はそういうふうには答えられていました。国からの通達に基づいてそのような要綱になっていると。前回、疑問に思った点は、前回私が質問をしたときに、町の最低制限価格設定基準要綱というのを資料として持っていて、そこの中では最低制限価格について速やかに公表するとありますけれども、来た答弁書では契約後に公表と修正をされたのかと考えました。また現在もホームページ上の例規については更新されていません。しかしながら、実際きょう資料をいただきましたけれども、要綱は変わっていないけれども、その要綱の下に事務取り扱い要領と、別の書類があるという説明ですけれども、その要綱と要領の違いを説明していただけますか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず、要綱のほうは南風原町建設工事に係る最低制限価格設定基準要綱でございまして、それにつきましては、最低制限価格の設定方法とか公表が、先ほど議員から申し上げられましたとおり、落札者を決定したら速やかに公表するという内容でございまして、これが平成29年4月1日から施行するという内容でございまして、事務取扱要領、事後公表…、要領につきましては、南風原町公共工事等に係る予定価格の事後公表と事務取扱要領ということで、予定価格者と制限価格、の情報とかの公表の要領ということで定めてはございます。公表する際の取り扱いとしての要領ということで定めてございます。どちらも同じように事務を取り扱うものとしては、本来であれば同時に、同じような文面としてやるべきところではございますけれども、要綱のほうで実は、先ほど来申し上げましたけれども、平成28年の通知の中で契約締結後ということの文面、通知がございましたところ、要綱では落札者を決定した後というようなものの内容の解釈を契約の締結後というもので解釈を、同じ解釈ということで取り扱ったもので要綱上は落札者を決定した後ということで、そのままとしているような状況でございまして、そこでも勘違いがないように、本来はそこも契約締結後と同時に直すべきところではあったかと思っております。以上であります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 いろいろちょっと持っていないとわかりにくい説明だと思いますけれども、わかりやすく言えば公開されている、資料では公開とあるけれども、実際には別の要領と呼ばれる取り決めがあって、それでは違いますということなんです。だから今、部長が言ったように、同じように表現されていれば誤解はしなかったんですけど、私が質問したのは何か違うのを、また改正されて修正したのかなと思うわけです。だから公表されている資料と内部資料が違うということが問題だと指摘します。そういうことになれば、是非とも今回の、もろもろを踏まえて入札制度を改定したのかと思うわけですが、改定したらして以前までの通達は何だったのかとか、何を想定していたのかとありますけれども、先ほど答弁いただいたようにいろんな市町村、県も含めて調べられていると思います。その改定までの経緯とか、そういったものも教えていただけますか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。入札制度については、その時期時期といえますか、時代時代で

## 令和元年第2回定例会 一般質問

そこに合ったように改定されているものと理解しています。またそれが国の示す制度の、示すものと、また市町村が求めているのは違っていたりしているのが現状でございます。国のほうとしては、予定価格にしても、事後公表、沖縄県内でも事後公表にするところが多いではございます。21市町村が事後公表にはなっておりますけれども、まだ近隣については、事後公表のところはないというのが現状でございます。それで平成29年度の改定というのは、国と国の示している方向にある意味では向いていったんですけども、近隣の市町村とは大分隔たりがあって、近隣は従前と同じように予定価格の事前公表をやっておりまして、また最低制限価格の公表にしても、入札直後に公表しているという状況でございます。そういう形で、南風原町の状況を申しますと、15年からは、例えば予定価格のほうは事後公表になっております。それから最低制限価格についても23年度から導入してございます。予定価格の事前、また29年度の大きな改定に至った経緯といいますのは、28年度にくじ引きによる落札が大変多くなりました。入札の20%がくじ引き、その中の40%が同額入札という状況になりました。これは予定価格を公表しておりましたので、それに対してまた最低制限価格の枠が70%から90%という設定をしてございました。その設定基準で計算しますと90%を上回るのが多かったものですから、それで設定される最低制限価格は予定価格の90%というものが多くなりまして、そうなりますと、予定価格を公表しておりますと、それに90%を掛ければ最低制限価格になるというふうにすぐわかってしまうという状況がございまして、そういう状況があったものですから、国の、先ほどの文章ですね、この内容を受けて改定したというところでございます。改定はしましたけれども、また、何といいますか、近隣はそこに至っていないという状況もありまして、また今回の件もございまして、29年以前に一部を戻すという作業をしたところでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 大変、私もなれていないので難しいものもありますので、議事録も読み返しながらか理解したいと思いますが、また視点を変えたいと思います。

3点目に、これまでのミスのあり方、価格のあり方について質問しましたが、今度は指名のあり方です。総合評価の公開についてですけれども、なぜその指名に当たって、指名に直結する総合評価が公表されずに、関係のない経審ランクというのが公表されているのか、この辺をちょっと理解できないんですけれども、お答えいただけますか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 先ほども部長から説明がございましたけれども、経審ランクというのは、経審と言いますか、経審でつけた点数というのは、これは会社を客観的に評価したものです。これはどこでも同じ点数になってきます。それを沖縄県はまた沖縄県での工事の成績とか、あとボランティアの状況、これは各市町村でのボランティアも加味していると聞いております。あとはいろいろISO取得とか、社会貢献等を評価して、総合評点というのを沖縄県ではつけてございます。南風原町はこれをもとにランクづけをしてございますけれども、この総合評点というのは沖縄県独自でつくったものですので、沖縄県としては、これは市町村独自で本来やるべきという立場でございまして、沖縄県の評点をそのまま市町村が公開するというのは、これは沖縄県の資料でございまして、それはできないということで、評点の公表はしてございません。沖縄県では評点は公表されておりますので、沖縄県でござらんになってくださいといえ、ござらんになれるということになります。またランクでございまして、ランクも南風原町は、沖縄県の評点を加味してやっておりますので、ランクづけは全く同じになります。ですから、南風原町のランクは何ですかということで、

令和元年第2回定例会 一般質問

ランクについては公表はしているということでございます。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後2時10分)

再開(午後2時10分)

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 申しわけございません、すみませんでした。経審のランクをということで公表したのは、公表したといえますか、うちのほうとしては受付をしますので、審査の受付をして、あなたは受付されましたという意味で名簿の公表をしているというところでございます。ランクを伏せていたというわけではございませんで、経審のほうは一般的に本人もわかっている点数ですので、この形で受付されていますという意味でのホームページでの公表はそれで行っていたというところでございます。それとボランティア等の加味ですけれども、これは業者が市町村のボランティアもやりましたということで報告を沖縄県にいたしますので、そういうものは報告を受けましたらそれは加点されていると理解しています。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後2時12分)

再開(午後2時16分)

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 再度お答えします。県に受付されている方は県と同じランクをつけております。ただ、南風原町では特Aというのを設けておりませんので、特Aの方はAランクとして南風原町でも登録されております。沖縄県に登録されていない方、これは町独自で県シンの点数でもってランクづけをして、南風原町に登録されております。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 そのような答弁でいけば、以前までの、私はちょっと勘違いしていましたけれども、私もこれまで入札の指名とかそういうものに当たっては、社会貢献評価制度と近いという答弁があったので、町独自の評価の中で社会教育貢献評価というのがどういふふうになっているのか見えるような形にしてほしいということを繰り返し言ってきました。今の答弁であれば、県に準ずるといふことになると思いますので、県はこれを公表されていますよね。ですので、今、町が考える社会貢献といふのはあくまでも県に申し込んでいる社会貢献の内容、それが評価されて、県の評定と市町村の中の評価ランク、指名に直結する評価ランクは一緒だという考え方で、それでよろしいですか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

令和元年第2回定例会 一般質問

○まちづくり振興課長 金城政光君 はい、そうです。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これについても、要するに私はこの指名に当たってどういう評価をされているかというのは業者のやる気にもつながりますし、たまたまかもしれませんけれども、660社もいて、17社が連続で入札に応札しているという状況から確認をしました。以前、この指名のあり方に関して、平成22年の第4回臨時会でも、これは副町長が答弁されていますけれども、町長選挙に協力した全ての業者はわからないけれども、町長の姿勢に賛同し、ボランティアや寄附を行った業者を優先していると。そういった趣旨の答弁がありました。趣旨が違えば訂正してほしいと思いますけれども、その指名や総合評価の基準、そういった政治的な評価も県にある評価以外の評価はないと、こういう考えでよろしいですか。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後2時19分)

再開(午後2時21分)

○議長 知念富信君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 ただいまの質問についてお答えします。すみません、ちょっと確認をしたいんですが、仁士議員の質問は、総合評点に、これは県の持っている総合評点に、完工高ですよ。これに町で例えば夏と冬のボランティア一斉清掃、こういうボランティア作業に参加した業者が県に、南風原町でこういうボランティアに参加しましたよと申請すればそれが加点されると。それはそういうことで、それ以外にありますかということによろしいですか。はい。それ以外には、これは機会あるごとに議会の場でも答弁していますが、例えば毎年の体協行事、そして隔年で実施しているふるさと博覧会、それについては事前に各社に、各社といいますのは、今、全ての、千幾らかの業者全てということではなくて、前年、直近の年に指名をした業者については、いわゆる協力依頼の文書を送付しています。それも地域貢献ということで、行政への貢献度ということで加点をしています。これは県の、先ほどのやりとりの中での加点とは別に、町独自の点数であります。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ちょっと休憩中のものを含めて整理すると、私の理解では、ランクだけが指名の基準だと思っていたんです。ランクとまた指名するかしないかは基準が違う。そもそもの原因は、連続で、たくさんいる業者の中、なぜ同じ業者だけが指名されたかと、そこからスタートしていますから、何に基づいて指名されているかということが明らかじゃないから。どんなものが評価になっているんですかということを質問したいのが趣旨なんです。そこでは県の評価、県のランク以外にも指名をすとか、優先する、優遇する、そういった評価があると。そういう理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今、追加で報告しました件についても考慮をしています。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

令和元年第2回定例会 一般質問

○8番 照屋仁士君 わかりました。少し勘違いをしていましたので、またそういうものも説明しないといけないので、私も質問をしました。4点目に行きます。

入札参加者の変更の同意があったということですが、これについてどのような同意だったのでしょうか。書面に全部サインをさせたのか、押印したのか、口頭で許可したのか、全社参加したのか、この辺を教えてください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 この中で、我々が前回の答弁の中で同意と申しましたのは、入札に参加したものに対して、改めて決定行為を取り消しましたので、まず説明をして、これからそういう手続を行いますということに対する同意をいただきました。実際、説明を申し上げて、我々のほうも予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みしたものを落札したと、すべきということの説明をした後、正なる落札者を発表していいかということに対して同意をいただいて、全員で確認して、落札者として決定したという意味での同意ということを申し上げているわけです。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後2時25分)

再開(午後2時26分)

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 全社参加しております…、ちょっとお待ちください。18社全社から同意をいただきました。その時点では、同意等云々に対する署名とかそういうことをしているわけではなくて、こちらでチェック等をしております。参加者としての記名は行っております。説明については、担当課長、それから私と副町長も一緒に、それから当時、事務を執行した担当職員も一緒に説明を行っています。説明は口頭で行っています。こちらのほうで先ほど、について再度お答えしますが、同意とかそういうことに対する署名等は行っておりません。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 せっかく仕組み上、調べてほしいことは私も質問を出していますので、ちゃんと調べて答えていただきたいと思いますが、最後に、今回のこの入札制度、私もきょう聞いた情報がたくさんあるので、それで全て疑いがはれたのかどうか、また聞いている人がどう思ったのかはわかりませんが、一つだけ、前回、今回と質問しなければこういった事実は私も知りませんでしたし、明らかにされなかったのかなど。もしくはこの入札制度も変わらなかったというふうに思いますが、その点はいかがですか。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。照屋議員がご指摘のとおり、議会で取り上げなかったらということになりますけれども、いろんな手法で町民に皆さんにはお知らせをしたと考えておりますし、議会で取り上げていただいた分を、またちゃんと説明する機会ができたと思っております。あと1点は、入札制度の改革でございますけれども、この件に関しまして、私就任間もないときから町内業者の定義とか、あるいはまた入札制度はこれでいいのかということ、是非

## 令和元年第2回定例会 一般質問

検討してくれということで指示をしてみました。いろんな県からの通達といいますか、その内容としましては、予定価格の事後公表とか、そういった云々がありまして、それはちゃんと議論すべきだということで、時間がかかりましたけれども、商工会のほうで事業説明会というのをごさいます、毎年5月の初めぐらいですか。それには絶対に合わせてくれということで指示をしまして、今回、この入札制度の改革にもなったんですけれども、たまたま議員が取り上げた件とタイミング的には重なっておりますけれども、以前から改革の指示はしてあったということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今後も行政運営をしっかり、町民に応えていただけるようお願いいたします。